

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容 根拠法令及び条項		資料の利用許可 新座市立歴史民俗資料館規則第2条 第2条 資料館の資料(以下「資料」という。)は、学術上の研究のため、利用することができる。 2 資料を利用しようとする者は、資料利用申請書を館長に提出し、許可を受けなければならない。 3 館長は、前項の許可をしたときは、資料利用許可書を交付するものとする。ただし、必要があるときは、条件を付することができる。
所管部課係名		教育総務部歴史民俗資料館文化財係
審 査 基 準	関係条項	第2条第1項 資料館の資料(以下「資料」という。)は、学術上の研究のため、利用することができる。
	基準 (未設定の場合はその理由)	次に該当する場合は資料の利用を許可しない。 (1) 学術上でないと認められるとき。 (2) 利用により第三者の利益を害するおそれがあるとき。 (3) 資料の保存上支障があると認められるとき。
	参考事項	許可書を交付しようとするときは、必要に応じて条件を付することができる(第2条第3項)
	設定等年月日	平成11年7月1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 申請の翌日から起算して14日間以内
	設定等年月日	平成11年7月1日設定 (平成27年12月1日最終変更)